

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和6年2月29日開催 労働金庫業界]

## 1. 令和6年能登半島地震への対応について

- 冒頭、1月1日夕刻に発生した令和6年能登半島地震においてお亡くなりになられた方に改めて心からお悔やみを申し上げるとともに、被災された全ての方々に心よりお見舞いを申し上げます。
- 今回の地震に伴う災害等に対し、石川県、富山県、福井県及び新潟県に災害救助法が適用されたことを受け、適用地域を管轄する北陸財務局及び関東財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を関係金融機関等に発出させていただいた。
- 被災地で営業している労働金庫におかれては、顧客及び従業員の安全に十分配慮されつつ、各労働金庫におかれては、被災地で営業しているか否かにかかわらず、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。
- 特に、今後住宅ローンなどの返済に関し、被災者から「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の手続着手の申出が増加する見込みであるところ、主たる債権者は、当該ガイドラインの要件に該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならないと規定されており、まずは、登録支援専門家（弁護士等）につないだ上で内容の精査をするという実務になっていることに留意されたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日（内閣府公表日）	管轄局	措置要請日
石川県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
富山県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
福井県	1月1日（1月1日）	北陸財務局	1月2日
新潟県	1月1日（1月1日）	関東財務局	1月2日

- また、今回の災害を踏まえた特例措置として、寄付のための現金振込みや被災者が本人確認書類を亡失した場合等において、本人確認を簡素化、柔軟化できることとする犯罪収益移転防止法施行規則の一部改正が 2024 年 1 月 11 日に公布・施行された。
- これを踏まえ、同日付で要請文を発出させていただいたところ、各労働金庫におかれては、改正の趣旨を踏まえ、被災者の方々の置かれた状況に応じたきめ細かく弾力的・迅速な対応をよろしくお願いしたい。
- 他方、当該改正については、犯罪収益の移転や義援金詐欺に悪用されることのないよう、災害義援金募集のための口座開設の申出に応じる場合には、取引時確認を厳格に行う等、適切な対応に努めていただきたい。
- さらに、被災者のために有益な情報を提供できるよう、当庁ウェブサイトにも今般の地震に関する特設ページを開設するとともに、被災者と金融機関等との取引に関する相談等を受け付けるため、「令和 6 年能登半島地震金融庁相談ダイヤル」を開設した。

(日本語) <https://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake202401/press.html>

(英語) <https://www.fsa.go.jp/en/ordinary/earthquake202401/press.html>

- 最後に、今般の地震を踏まえた特別措置として、被災地にある金融機関等において、法令上提出期限の確定している報告・届出について、地震により本来の提出期限までに提出できない場合であっても、2024 年 4 月 30 日までに提出することで行政上及び刑事上の責任を問われたいとする政令が 2024 年 1 月 11 日に公布・施行された。当庁としての措置を 1 月 23 日に公表しているところ、詳細については、当庁又は財務局まで照会いただきたい。

## 2. 令和 6 年 1 月 23 日からの大雪等による災害等に対する金融上の措置について

- 次に、令和 6 年 1 月 23 日からの大雪等による災害等により、被災された皆様に対して、心よりお見舞い申し上げます。

- 今回の大雪等による災害等に対し、岐阜県に災害救助法が適用されたことを受け、2024年1月25日、東海財務局より日本銀行との連名で「金融上の措置要請」を岐阜県内の関係金融機関等に発出させていただきました。
- 被災地で営業している労働金庫におかれては、顧客及び従業員の安全に十分配慮されつつ、各労働金庫におかれては、被災地で営業しているか否かにかかわらず、こうした要請も踏まえ、被災者の声やニーズを十分に把握の上、被災者の立場に立ったきめ細かな対応を改めてお願いしたい。

(参考) 災害救助法適用の状況

自治体名	法適用日 (内閣府公表日)	管轄局	措置要請日
岐阜県	1月24日 (1月24日)	東海財務局	1月25日

### 3. 「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知等について

- 政府において「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されたことを踏まえ、2024年1月15日付で金融庁から各金融団体に対し、本指針の周知等について要請を行ったところなので、ご承知おきいただきたい。

### 4. 「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の改正について

- 障害者差別解消法に基づき、事業者は障がい者から社会的障壁の除去を求められた場合に、過重な負担にならない範囲で、求めに応じた対応(=合理的配慮の提供)を行う努力義務が課されていたところ、同法の2021年改正により、この努力義務は、2024年4月1日から義務化されることとなった。
- これを踏まえ、2023年12月に「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、改正障害者差別解消法の施行日と同日に施行されることとなっている。
- 各労働金庫においては、本改正内容も踏まえ、障がい者に対して適切に対

応することができるよう、引き続き障がい者の利便向上に向けた取組を進めていただきたい。

## 5. 金融経済教育推進機構について

- 先般成立した改正金サ法（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律）に基づき、金融経済教育推進機構を 2024 年 4 月に設立し、8 月に本格稼働させる予定。機構において、幅広い年齢層に向け、かつ、国民各々のニーズにこたえた金融経済教育の機会を官民一体で全国的に拡充していくことを目指している。
- 機構設立に向けた足元の動きとしては、金融広報中央委員会の武井会長、全国銀行協会、及び日本証券業協会が発起人となり、2024 年 2 月 5 日に機構の発起人会が開催された。今後も、発起人を中心として、設立に係る必要な手続きを進めることとされている。
- 金融庁としても、機構の円滑な設立及び本格稼働のために必要な取組を進めていく。協会におかれては、これまでも様々ご尽力いただいていたが、今後、機構において金融経済教育をさらに充実したものにし、家計の安定的な資産形成を力強く支援していただきたい。

## 6. 金融行政モニター制度について

- 金融行政モニター制度は、金融機関及びその職員などからの金融行政に対する率直なご意見等を中立的な第三者である外部専門家に直接お届けし、金融行政に反映させる仕組みとして運用しており、2024 年で 9 年目を迎える。
- 2023 年は 47 件のご意見を受け付けており、
  - ・ 保険募集等における特別利益の提供の禁止、
  - ・ 日本に拠点を持たない無登録の暗号資産交換業者に対する規制、などに関するご意見があった。

- 重要なことは、受け付けたご意見をただこなすのではなく、丁寧に対応し、個別案件の対応に限らず、金融行政の改善に繋げる観点から前向きに対応することであると考えている。この点で、改善点等お気づきの点があれば教えていただけると幸い。金融行政モニター制度を協会傘下金融機関及びその職員に周知願いたい。

## 7. 自己資本比率規制の改正について

- 2017年に国際的に合意された自己資本比率規制の枠組み（バーゼルⅢ最終化）に基づき、本邦ではこれまでに6業態※の告示を公布している。

※ 銀行、銀行持株会社、農林中金、商工中金、信用金庫、最終指定親会社の6業態

- 今般、2024年1月31日に、信用組合及び労働金庫業態の改正告示を新たに公布した。告示の改正に関しては、業界の皆様から様々なご意見を頂きながら準備を進めてきたところであり、これまでの御協力に感謝申し上げます。
- 2025年3月期からの新規制の適用に向けて、引き続き準備を進めていただくよう、よろしく願いたい。

## 8. フィッシング対策の強化について

- 2023年初から11月末までにおけるフィッシングによるものとみられるインターネットバンキングにおける預金の不正送金の被害件数及び被害額は、いずれも過去最多を更新し、被害件数5,147件、被害額約80億円となっている。これを踏まえ、2023年12月25日に、当庁及び警察庁から改めて、一般利用者向けに注意喚起を行っている。また、預金取扱金融機関以外の金融機関の顧客に対しても、フィッシング攻撃による被害が発生している。
- 被害が発生してから対策を講ずるのではなく、予め対策を進めていただきたい。顧客本位の経営の実現には、顧客資産を守ることが不可欠である。対応が不十分と認められる場合は、経営陣自らの問題としてしっかりと対応していただきたい。

## 9. マネロン等対策に係る態勢整備の完了に向けて

- 「マネロンガイドラインに基づく態勢整備」の対応期限が目前に迫る中、各金庫においては、経営陣のリーダーシップのもと、対応いただいているものと承知している。
- 当庁としても協会や連合会と連携し、各金庫の取組を最大限サポートしていくので、各金庫の経営陣におかれては、残り1か月で確実に態勢整備を完了するよう、自らリーダーシップを発揮し取組を進めていただきたい。

## 10. 暗号資産交換業者あての不正送金対策の強化について

- 近年、インターネットバンキングに係る不正送金事犯をはじめ、還付金詐欺や架空料金請求詐欺等をはじめとする特殊詐欺の被害金が、暗号資産交換業者の金融機関口座に送金される事例が多発している。
- こうした状況を踏まえ、2024年2月6日に警察庁と連名で、協会を含めた各業界団体等に対し、暗号資産交換業者あての不正送金対策の強化を要請した。各金庫におかれては、既に対策を実施されている金融機関の事例も参考にしつつ、送金利用状況などリスクに応じ、利用者保護等のための更なる対策の強化に取り組んでいただきたい。

## 11. マネロン対策における法人向け広報の強化

- マネロン対策の基礎となる継続的顧客管理について、各金融機関において、ダイレクトメールの郵送等により顧客情報の取得・更新に取り組んでいるところと承知。
- 金融庁はこれまで、金融機関の利用者に対してこうした取組への理解及び協力を求めるため、各種広報を実施してきたところであるが、特に中小零細事業者や個人事業主など、金融機関の顧客となる法人側の理解や協力が未だ十分ではないことから、苦情や協力拒否につながっており、金融機関の現場で負担になっているとの声も寄せられている。

- このため、金融庁は警察庁と連携し、法人向けのチラシ・ポスターを作成し、関係各省庁の協力の下、日本商工会議所をはじめとした様々な業界団体を通じて配布を行い、中小零細企業や個人事業主に対するマネロン広報を2024年1月より展開している。
- 法人向けチラシ・ポスターは金融庁ウェブサイトにも掲載し誰でも活用できるようにしており、各金融機関におかれても、このチラシ・ポスターを活用し、取引先企業にぜひとも周知していただきたい。
- 一般の方に対して今後どのような広報活動を行っていくかについては、各協会とも連携しつつ検討をしているところ。官民一体となって戦略的かつ強力なマネロン広報を実施してまいりたいと考えており、引き続きご協力をお願いしたい。

## 12. Japan Fintech Week 開催について

- 金融庁は、フィンテックの更なる発展に向けたビジネス機会を創出するため、新たな試みとして「Japan Fintech Week」を2024年3月4日～8日に初開催する。
- 「Japan Fintech Week」では、2016年より毎年開催している「FIN/SUM」を中核イベントとしつつ、自治体や業界団体、大使館等と連携してフィンテック関連イベントを当該週前後に集中的に開催する。これにより、国内外のフィンテック事業者や金融機関、投資家等のステークホルダーにとって更なる連携強化の機会を創出できればと考えている。
- テクノロジーを活用して地域課題の解決に繋げていくことが重要と考えており、今回のJapan Fintech Week 及びFIN/SUMでは、例年以上に地方創生に関するパネルやラウンドテーブル、ネットワーキングを充実させていく予定。その他、Web3.0・デジタル資産やAI、送金・決済、埋込型金融、ESG、資産運用立国などをテーマに多面的な議論を行う予定。
- 各イベントの詳細は公式ウェブサイトで随時更新していく。皆様におかれては、ネットワーキングや情報収集の機会として活用すべく、各レセプション

ンやFIN/SUMアフターパーティーを含めて是非足を運んで頂きたい。

### 13. 資産運用立国実現プランについて

- 資産運用立国については、秋以降、新しい資本主義実現会議の下に設置された分科会で議論を行ってきた。先般（12月13日）、「資産運用立国分科会」第4回の会合が開催され、2023年内に策定するとされていた「資産運用立国実現プラン」が取りまとめられ、公表されているので、ご確認いただきたい。
- 政府としては、家計が安定的な資産形成に向け、より多くの資金を投資に向ける、その資金が企業の成長投資に回って企業価値が向上する、その恩恵が家計に還元され、更なる投資や消費に繋がる、という「成長と分配の好循環」を実現していきたいと考えている。
- そのためには、インベストメント・チェーンを構成する各主体への働きかけが重要であり、①家計の安定的な資産形成の支援、②金融商品の販売会社における顧客本位の業務運営の確保、③企業の持続的成長に向けた実効的なコーポレートガバナンスの実現に、引き続き、取り組んでいく。
- 加えて、残されたピースとして、④資産運用業とアセットオーナーの運用力の向上やガバナンス改善に取り組んでいきたいと考えている。
- 政府としては、①家計、②販売会社、③企業、④資産運用業・アセットオーナーに向けた取組全体を資産運用立国の実現に向けた取組と認識しており、今後、プランに従って各種取組を進めていく。
- なお、「資産運用立国実現プラン」においては、資産運用業とアセットオーナーシップの改革に関し、以下の5つを柱として施策を策定している。
  - (1) 資産運用業の改革
  - (2) アセットオーナーシップの改革
  - (3) 成長資金の供給と運用対象の多様化
  - (4) スチュワードシップ活動の実質化

(5) 対外情報発信・コミュニケーションの強化

- 各金融機関におかれても、資産運用立国に関する取組に引き続きご協力いただければ幸い。また、引き続き、様々なご意見を拝聴できれば幸い。

(以 上)